

社団法人岩手県サッカー協会 規約 (抜粋)

第3章 加盟チーム

(定義)

第11条 加盟チームとは、財団法人日本サッカー協会（以下日本サッカー協会という）の制定したサッカー競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したものをいう。

(種別)

第12条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

- (1) 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- (2) 第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を摘要しない
- (3) 第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限は適用しない
- (4) 第4種 12才未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を摘要しない
- (5) 女子 女子の選手により構成されるチーム
- (6) シニア 40才以上の選手により構成されるチーム

2 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。

(加盟登録)

第13条 本協会に加盟登録しようとするチームは、岩手県下にその本拠を有するものでなければならない。

2 本協会に加盟登録しようとするチームは、日本サッカー協会の定めによる加盟登録の申請を行い、本協会の承認を得なければならない。

(加盟登録の手続き)

第14条 加盟チームは、毎年4月末日までに登録申請を行い、別表.1に定める登録料を納付しなければならない。ただし、新たな加盟登録の申請の時期についてはこの限りでない。

2 支部／市町村協会主催で行なう大会・リーグ戦に出場するチームは原則としてJFA登録を行なうものとする。なお、この登録は前項に定める登録とは区別され、I登録と称する。I登録の登録料は別表.3に定める。

(加盟チームの権利及び義務)

第15条 加盟チームは、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること
- (2) 岩手県内の公式競技会に出場すること。（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）
- (3) I登録のチーム及び選手は、本協会及び東北サッカー協会主催の公式競技会には出場できない。ただし、岩手県民体育大会サッカー競技成年男子の部を除く。

2 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 日本サッカー協会及び本協会が定める登録料（分担金）を納付すること
- (2) 日本サッカー協会の機関紙（有料）を購読すること
- (3) 毎年第 17 条（選手登録）以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
- (4) 第 5 章に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として 1 名以上登録すること
- (5) 日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に定めるユニフォームを用意すること
- (6) 本協会、日本サッカー協会及び地域サッカー協会が主催しない有料競技会には参加しないこと

（加盟チームに対する制裁）

第 16 条 加盟チーム又はこれに所属する選手が本規定に違反し、又はサッカー競技の名誉を著しく傷つける等の行為があったときは、規律・フェアプレー委員会の審議を経て、理事会が処分を決定することができる。

（選手登録）

第 17 条 加盟チームは、日本サッカー協会基本規程第 81 条[選手登録の方法]の定めるところにより、選手登録を行わなければならない。

2 本協会に登録されている選手に限り公式競技会に参加することができ、未登録の選手を公式競技会に参加させてはならない。

（重複登録の禁止）

第 18 条 選手は 2 つ以上の加盟チームに登録することはできない。

（フットサル登録）

第 19 条 フットサル登録については、日本サッカー協会「フットサル登録制度について」の定めるところによる。

【別表.3】 社団法人岩手県サッカー協会 I 登録 登録料

			合計	内 訳 (分担金)			
				日本協会	県協会	技術	委員会
1種	I 登録	チーム	14,000	14,000	0	0	0
		個人	2,000	2,000	0	0	0

* チーム登録料に監督登録料2,000円・機関紙代5,000円を含む。